（住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部改正）

第二条　住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（昭和六十年自治省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による請求等に係る適用除外） **第二十二条**　総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第四条第一項の規定により、法第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第十二条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。 2　前項に規定する場合であつて、法第十二条第三項、第十二条の二第三項若しくは第十二条の三第五項（これらの規定を法第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）若しくは法第十二条の四第一項又は第一条第三項若しくは第二条第三項の規定により、請求又は申出を行う者が本人であることを対面により明らかにするときは、前項の規定にかかわらず、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項の規定は、適用しない。	（電子情報処理組織による請求等に係る適用除外） **第二十二条**　総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号。以下この条において「総務省情報通信技術活用省令」という。）第四条第一項の規定により、法第十一条第一項、第十一条の二第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項及び第二項、第十二条の四第一項並びに第十五条の四第一項から第四項までの規定による請求又は申出を行う場合においては、総務省情報通信技術活用省令第四条第二項ただし書の規定は、適用しない。 ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十三号

不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令

総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令（平成十七年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

総務大臣　村上誠一郎

改正後	改正前
不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 ┌統計局長┐ └政策統括官┘ 自治大学校長 情報通信政策研究所長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 沖縄行政評価事務所長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 消防庁長官	不動産登記令第七条第二項の規定に基づき、総務省の所管に属する不動産に関する権利の登記を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 ┌統計局長┐ └──────┘ 自治大学校長 情報通信政策研究所長 管区行政評価局長 四国行政評価支局長 沖縄行政評価事務所長 総合通信局長 沖縄総合通信事務所長 消防庁長官

附　則

この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。